

## 春日井市オープンカウンタ実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する物品購入について、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号。以下「契約規則」という。）及び春日井市物品等電子調達実施要領（平成21年10月1日施行。以下「電子調達要領」という。）に定めるもののほか、オープンカウンタの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領においてオープンカウンタとは、物品購入の発注案件を公開し、一定の資格を有する者のうち、参加を希望する者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものと随意契約を締結する契約方式をいう。

### (参加資格)

第3条 オープンカウンタに参加することができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該案件の営業種目で入札参加資格者名簿（物品の製造等）に登録されている者
- (2) 案件の公開日から開札日までの期間において、市から指名停止の処分を受けていない者
- (3) 案件の公開日から開札日までの期間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）」に基づく排除措置を受けていない者
- (4) その他案件ごとに定める資格要件を満たす者

### (対象)

第4条 オープンカウンタの対象となる物品購入は、その予定価格が契約規則第26条に規定する随意契約によることができる限度額以下で、契約担当課が物品調達を行うもののうち、種目、対象業者数等により決定する。

### (実施方法)

第5条 オープンカウンタは、あいち電子調達共同システム（物品等）の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行うものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、オープンカウンタに参加する者（以下「参加者」という。）が紙による見積書の提出を希望する場合は、市長の承認を得なければ

ばならない。

- 3 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、電子調達要領第 12 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定に該当する場合に限り、紙による見積書の提出を承認し、口頭又は書面等確実な方法により通知するものとする。

(仕様書等の公表)

第 6 条 物品購入条件、仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより公表するものとする。

(同等品の承認)

第 7 条 参加者は、オープンカウンタの対象となる物品の同等品をもって見積書を提出する場合には、案件ごとに定める日時までに調達依頼課にカタログ・見本等を提示し、承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様要件を満たしていない事が判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第 8 条 参加者は、仕様書等について当該案件に係る見積書の開札日の 4 日前まで質問を行うことができる。

- 2 市長は、前項の質問に対し、当該案件に係る見積書の開札日の 3 日前までに当該質問者に回答するものとする。

(見積書の提出)

第 9 条 見積書は、公表された仕様書等の内容に基づき作成し、当該見積書の提出期限までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により提出するものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して行う場合 電子入札システムにより提出するものとする。
- (2) 紙により行う場合 封書に封印して契約担当課へ直接持参するものとする。

(供給物品明細書の提出)

第 10 条 オープンカウンタにおける供給物品明細書の提出を求めた場合は、見積書の提出時に電子入札システムの添付機能を利用して提出するものとする。

る。

(見積の中止)

第11条 有効な見積書を提出した者が1者であるときは、見積の執行を中止することがある。ただし、通知書等において参加者が1者であるときにおいても見積を執行する旨の記載がある場合はこの限りでない。

(無効な見積書)

第12条 参加者の提出した見積書が次のいずれかに該当する場合は、その見積書は無効とする。

- (1) 第3条の規定に反して提出された場合
- (2) 仕様書等で定める見積書の提出条件に違反して提出された場合
- (3) オープンカウンタの円滑な遂行を妨げる行為等を行った場合

2 参加者が紙により見積書を提出した場合において次に掲げる見積書は、無効とする。

- (1) 記名及び押印のない見積書
- (2) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した見積書
- (3) 訂正及び抹消した箇所に押印のない見積書
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書

(契約の相手方の決定)

第13条 市長又はその委任を受けて契約の締結をする者(以下「契約担当者」という。)は、前条のいずれにも該当しないもののうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な見積書を提出した者を契約の相手方と決定する。

(くじによる相手方の決定)

第14条 前条の場合において、同価の見積書を提出した者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定する。

(落札者がいない場合の手続き)

第15条 オープンカウンタにおいて、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合又は参加者がいない場合は、参加資格等を変更し、再度オープンカウンタを行うことができるものとする。

(決定の通知)

第16条 契約担当者は、契約の相手方を決定したときは、電子入札システムにより決定業者にその旨を通知するものとする。

(結果の公表)

第17条 契約担当者は、オープンカウンタにより契約の相手方を決定したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 案件番号
- (2) 案件名称
- (3) 発注所属
- (4) 納入場所
- (5) 開札日
- (6) 落札者
- (7) 落札金額

2 公表の方法は、あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスシステムにより行うものとする。

(その他)

第18条 この要領は、電子入札（見積）において春日井市入札者心得書（平成4年5月1日制定）に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、春日井市入札者心得書の規定を準用する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。